

## (仮称) 青谷コース新設事業環境影響評価準備書

## に関する市長意見

## I 全般的事項

- 1 準備書に記載した環境保全措置及び事後調査の内容について、現地調査の結果を踏まえ、専門家の指導及び助言を受けた上で科学的に再検討し、環境影響評価書（以下、「評価書」という。）に詳細に記載すること。
- 2 環境保全措置は、現状をできる限り悪化させないという観点で実施するものであり、周辺環境の状況及び予測の不確実性を考慮し、専門家の指導及び助言を受けた上で検討・実施すること。また、事後調査を適切に行うことにより、期待された環境保全措置の効果が得られているか検証し、必要に応じて、専門家の指導及び助言を受けた上で追加の環境保全措置を検討・実施すること。
- 3 対象事業に係る工事着手後に追加の事後調査が必要なことが判明した場合には、専門家の指導及び助言を受けた上で追加の事後調査を実施すること。
- 4 対象事業実施区域の近傍では、本事業と同時期に「浜松市新清掃工場及び新破碎処理センター建設」の計画が進められている。当該事業者間でそれぞれの事業の環境影響に関する情報を共有し、本事業の環境保全措置や事後調査の実施に当たっては複合的な環境影響を勘案すること。
- 5 工事、施設の稼働及び維持管理について積極的に情報を公開し、住民の理解と協力が得られるよう努めること。

## II 個別事項

## 1 水質

降雨時の濁水及び工事中の排水により河川の水質や水量への影響が生じないように、河川の状況を踏まえ適切な環境保全措置を検討し、その内容を評価書に記載すること。

## 2 動物・植物・生態系

- (1) 対象事業実施区域及びその周囲に生息・生育している希少な動植物について、生息・生育地が改変による影響を受けることが想定される場合には、回避・低減・代償の順で検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。
- (2) 環境保全措置として動植物の移殖を行う場合は、専門家の指導及び助言を受けた上で、事後調査の手法を決定し、評価書に記載すること。
- (3) トウカイナガレホトケドジョウの環境保全措置については、専門家の指導及び助言を受けた上で、代償措置の可否を検討し、移殖を行う場合には移殖先の環境を損なうことがないように慎重に対応すること。また、事後調査を行うことで移殖後の生息状況を把握すること。
- (4) サシバやアカショウビンの行動圏が存在するため、採餌場所等の行動圏への影響を低減すること。